



市の木 アカシア



市の花 アジサイ



習志野市の新たな未来への羅針盤

習志野市は、本市不変のまちづくりの基本理念である『文教住宅都市憲章』のもと、「習志野市基本構想」を市政指針として定め、平成26(2014)年からの12年間においては将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げ、取り組んでまいりました。

この間、多くの市民の皆様と地域・大学・民間企業等のご協力をいただくことで、市内各所でやさしさあふれる皆様とのつながりが生まれ、未来へとつながる成果を上げることができました。

しかしながら、我が国を取り巻く社会経済情勢は絶え間なく常に変化しており、自然災害の激甚化・頻発化、グローバル化の著しい進展、社会全体のデジタル化の進行など、様々な面において新たな局面を迎えています。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に代表されるように、地方自治体においても直面したことのない事象への対応力や、これまで以上に多様化・個別化しているニーズへの対応力がより一層求められています。また、本市においても今後は人口が徐々に減少局面に入り、人口構造が大きく変化していくと予測されています。

本市では「2040年問題」と言われる人口構造の変化がもたらす諸課題に対応し、持続可能な習志野市であり続けられるよう、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの、今後16年間にわたる本市の長期的な市政指針である、新たな「習志野市基本構想」を策定し、「習志野市総合計画 Narashino City Vision ～多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野～」を取りまとめました。

この基本構想を未来への羅針盤として、市民一人ひとりがまちの主役となり、多様な主体が連携しながら、誇りある習志野市とともに築き、次の世代へと継承していくことを目指してまいります。市民の皆様をはじめ、各界関係者の皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、市民意識調査、市民意見交換会等にご協力いただきました市民の皆様、総合計画策定にご指導をいただいた長期計画審議会委員の皆様、提案を審議のうえ議決いただいた市議会議員の皆様、その他すべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月
習志野市長

宮本泰介





撮影場所：谷津バラ園

習志野市文教住宅都市憲章

昭和45年3月30日議決
改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をおしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。





総合計画の策定にあたって

I	習志野市総合計画の概要	11
	I-1 総合計画策定の趣旨	11
	I-2 総合計画の構成と計画期間	12
	(1) 計画の構成	12
	(2) 計画の期間	12
II	本市の概況	13
	II-1 位置と地勢	13
	II-2 市の沿革	15
	II-3 人口概況と将来推計	16
	1. 人口概況	16
	(1) 人口・世帯数	16
	(2) 自然増減・社会増減	17
	(3) 年齢階層別人口	18
	(4) 地域別人口	19
	2. 将来推計人口	20
	(1) 総人口	20
	(2) 高齢者人口（65歳以上）	21
	(3) 年少人口（0～14歳）	21
	(4) 将来推計人口の総論	22
	II-4 産業	23
	II-5 財政構造	24
	(1) 歳入	24
	(2) 歳出	25
III	今後のまちづくりに対する市民の想い	26
	III-1 市民意識調査・大学生意識調査・市民参画の実施概要	26
	III-2 実施結果概要	27
IV	社会情勢の変化と今後のまちづくりの課題	31



習志野市基本構想

I	将来都市像	35
II	まちづくりの基本的な考え方	37
III	都市空間形成の基本的な考え方	37
IV	将来都市像を実現するための3つのピース	38
	【第1章】 いつまでも住み続けたい「まち」	39
	【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」	40
	【第3章】 すべてが協和し充実する「活動」	41
V	市政経営の基本方針	42



習志野市前期基本計画

I	財政計画	46
II	市政経営の基本方針	48
	基本方針 多様な主体との連携	49
	基本方針 徹底的なデジタル化	52
	基本方針 経済効果の追求	54
III	前期基本計画（施策分野別計画）	58
	III-1 施策体系	59
	III-2 施策の見方	62
	III-3 将来都市像を実現するための3つのピース	64
	【第1章】 いつまでも住みたい「まち」	64
	第1節 日常の環境や暮らしを守る都市基盤の整備	64
	基本施策1-1-1 道路	64
	基本施策1-1-2 ガス・水道・下水道	66
	基本施策1-1-3 公園・緑地	68
	基本施策1-1-4 地球温暖化対策・生活環境・自然環境	70
	基本施策1-1-5 循環型社会	73
	第2節 市民一人ひとりを守る危機管理・安全の確保	75
	基本施策1-2-1 防災・危機管理	75
	基本施策1-2-2 消防・救急	77
	基本施策1-2-3 防犯・交通安全	79
	基本施策1-2-4 消費生活	81
	第3節 地域の特性を踏まえた機能的な都市の実現	83
	基本施策1-3-1 コンパクトなまち	83
	基本施策1-3-2 市街地整備	85
	【第2章】 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」	88
	第1節 みんなで支える医療と福祉、保健の充実	88
	基本施策2-1-1 健康・医療	88
	基本施策2-1-2 高齢者福祉	91
	基本施策2-1-3 障がい福祉	93
	基本施策2-1-4 地域福祉	95
	第2節 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化	97
	基本施策2-2-1 こども・若者育成支援	97
	基本施策2-2-2 学校教育	100
	第3節 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大	103
	基本施策2-3-1 子育て支援	103
	【第3章】 すべてが協和し充実する「活動」	105
	第1節 多様性を互いに尊重し合う社会の継続	105
	基本施策3-1-1 地域コミュニティ	105
	基本施策3-1-2 人権、男女共同参画、平和	107
	基本施策3-1-3 多文化共生	109

第2節	誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築	111
基本施策3-2-1	生涯学習	111
基本施策3-2-2	文化芸術・歴史	114
基本施策3-2-3	スポーツ	116
基本施策3-2-4	多様な生きがいつくり	118
第3節	新たな魅力による産業の活性化と雇用の創出	120
基本施策3-3-1	産業基盤	120
基本施策3-3-2	商工業	122
基本施策3-3-3	都市農業	125
基本施策3-3-4	シティプロモーション	127
基本施策3-3-5	就労・雇用	129
IV	人口ビジョン	132
1	人口ビジョンの対象期間	133
2	基本的な視点と取組の方向性	133
3	人口の将来展望（目標人口）	133
V	地方版総合戦略	136
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の位置づけ	137
(1)	位置づけ総合戦略（第2期）の検証と方向性	137
(2)	計画期間	139
2	基本目標と施策	140
(1)	まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）の基本目標	140
(2)	基本目標と施策	141
基本目標1	いつまでも住み続けたい 地域の特性を踏まえた機能的なまち	141
基本目標2	育み学び健康で笑顔輝く 若い世代・子育て世代の希望がかなうまち	142
基本目標3	すべてが協和し充実する 誰もが生涯にわたって活躍できるまち	143
基本目標4	魅力の向上による産業の活性化と雇用の創出 賑わいがうまれるまち	144



参考資料

I	策定に係る資料	147
I-1	計画策定経過	147
I-2	会議・審議などに係る資料	150
II	条例・宣言	163
II-1	条例	163
II-2	宣言	164
III	計画の進行管理・SDGs	168
III-1	計画の進行管理（指標一覧）	168
III-2	SDGs一覧	176